

石岡市空家等対策計画の計画期間について

1. 石岡市空家等対策計画<特措法第6条>

空家は、少子高齢化や核家族化等により年々増加しており、全国的に大きな社会問題となっています。こうした空家の中には、適切な管理が行われないものもあり、防災・防犯・衛生・景観等の面で、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。この様な中、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行されました。本市ではこれを受けて、特措法の趣旨を尊重し、適切な管理の推進と合わせ、空家の利活用といった視点からの取り組みを総合的・計画的に進めるために、平成29年度に「石岡市空家等対策計画」を策定しました。

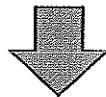
2. 計画期間<特措法第6条第2項第2号>

本計画の期間は5年間とし、継続して適切な進行管理を行うとともに、各種施策の実施による効果や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを図るものとしています。

平成28年度に空家等実態把握調査を実施してから5年が経過したため、令和3年度に再調査をすることとしていますが、調査期間に1年間程度を要することから、令和3年度内の計画策定が困難なため、計画期間について1年間の延長をするものです。

今後は、実態把握調査の次年度に計画を見直しすることを原則とします。

計画期間：平成29年度～平成33年度
(令和3年度)



計画期間：平成29年度～令和4年度